

神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則及び 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の一部改正(案)の概要

本市の高齢期移行者医療費助成制度及び重度障害者医療費助成制度では、所得要件について、条例にて「規則で定める額を超えない者」と規定しており、具体的な金額は規則で定めています。

現行の規則では、国民年金の満額支給額に準じ、「80万9,000円以下」と定めているところですが、令和7年中の国民年金の満額支給額が82万6,500円となったことに伴い、この基準額を変更する必要が生じました。

そこで、神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例第11条及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例第11条に基づき制定された、神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則及び神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則の改正について、皆さまの意見を募集しました。

1. 改正内容

(1) 神戸市高齢期移行者医療費助成に関する条例施行規則

① 第4条第1項

改正前: 条例第2条第3号に規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。

改正後: 条例第2条第3号に規定する規則で定める額は、82万6,500円とする。

② 第4条第2項

改正前: 条例第2条第6号アに規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。

改正後: 条例第2条第6号アに規定する規則で定める額は、82万6,500円とする。

(2) 神戸市重度障害者医療費助成に関する条例施行規則第5条

改正前: 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額は、80万9,000円とする。

改正後: 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める額は、82万6,500円とする。

(3) 令和8年度地方税法改正による条ずれ、削除に伴う対応(重度障害者医療費助成制度のみ)

住宅借入金等特別税額控除に関する規定について、従来、地方税法附則第5条の4及び同附則第5条の4の2に分かれて規定されていたものが、附則第5条の4に統合されました。

これに伴い、準用している障害者総合支援法施行令第17条2のイの「所得割の額」と記載内容の統一を図った改正を行います。

なお、この改正については、形式的な用語の整理であり、行政手続条例第37条第5項第8号ウに該当するため、意見公募手続きを行っていません。

2. 施行予定日
令和8年7月1日